

(案)

契 約 書

- 1 契約業務名 電子複合機（22台）の賃貸借・保守
- 2 履行場所 別紙のとおり
- 3 契約期間
（賃貸借）令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
（保守） 令和5年4月1日から令和 6年3月31日まで
- 4 契約金額 金 円
（消費税及び地方消費税相当額 円の額を含む。）
- 5 賃貸借物件 別紙のとおり
- 6 契約保証金 予算決算及び会計令第100条の3第3号の規定により免除

上記請負業務について、発注者 支出負担行為担当官 四国運輸局長 吉元 博文（以下「甲」という。）と受注者 （以下「乙」という。）とは、次の条項により賃貸借契約（以下「本契約という。」）を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（総 則）

第2条 乙は甲の依頼に基づき、別紙仕様書に定める業務（以下「本業務」という。）を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（業務の履行）

第3条 乙は甲の監督指示に従って、関係法令を遵守し、第8条に規定する業務を履行するものとする。

（再委託の禁止等）

第4条 乙は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

（再委託等変更の事前承諾義務）

第5条 乙は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請

(案)

け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 前項の規定は、乙がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型制作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。
- 3 第1項なお書きの規定は、軽微な変更該当するときには、適用しない。

(監督職員)

第6条 甲は、乙の業務履行について、自己に代わって監督または指示する監督職員を選任することができる。

(履行遅滞の場合における遅滞利息)

第7条 乙は、その責に帰すべき理由により契約期間内に本業務が完了できないときは、提出期限の翌日より起算して提出のあった日まで、契約金額に対して年5.0パーセントの割合の遅滞料を甲に対し支払わなければならない。

(業務の範囲)

第8条 乙の行う業務の範囲については、仕様書に定めるところによる。

(業務の変更)

第9条 甲は、必要がある場合には、業務内容を変更することができる。この場合には、甲は乙と協議して書面により定めるものとする。

(損害が生じたときの経費の負担)

第10条 業務完了前に、甲の責に帰さない事由により本業務に関して損害を生じたときは、乙が負担するものとする。

(瑕疵担保責任)

第11条 本業務完了の日から1年以内に業務内容に瑕疵があることが発見されたときは、乙は甲の請求により、自己の費用をもってこれを補修し、その瑕疵によって生じた損害を賠償するものとする。

(検査)

第12条 乙は、本業務が完了したときは、その都度甲の指定する検査職員の検査を受けなければならない。

- 2 前項の規定により、検査職員の検査に合格したときをもって完了したものとする。

(契約代金の支払)

第13条 乙は、前条の検査合格後、翌月10日までに、本契約の代金を月単位で甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により適法な支払請求書の提出があったときは、当該請

(案)

求書を受理した日から30日以内にその代金を支払わなければならない。

- 3 甲が前項の支払期間を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条により、支払期限の翌月から支払の日までの日数に応じ未支払金額に対し年2.5%の割合による遅延利息を支払うものとする。

(甲の解除権)

第14条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- 一 乙が本契約の解除を申し出たとき。
- 二 業務の履行に当たり甲の指示に従わないとき。
- 三 本契約条項に違反したとき。
- 四 乙が破産、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立を行ったとき又は精算に入ったとき。
- 五 甲の都合により本契約を解除するとき。
- 六 乙が次のいずれかに該当するとき。

(イ) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(ロ) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(ハ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(ホ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(ヘ) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が(イ)から(ホ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(ト) 乙が、(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合((ヘ)に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 前項第一号から第三号及び第六号の規定により契約を解除した場合、乙は契約金額の100分の10に相当する違約金を甲の指定する期限内に支払わなければならない。

ただし、当該違約金は損害賠償金の予定またはその一部と解しないものとする。

(案)

(損害賠償)

第15条 乙は、本契約に定める義務を履行しないことにより、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

(秘密保持)

第16条 乙は、委託業務の実施中に知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

(乙の解除権)

第17条 乙は次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- 一 甲が本契約に定める義務に違反したことにより契約の目的を達する見込みがないとき。
 - 二 乙の責に帰さない事由により、義務を履行することが不可能または著しく困難となったとき。
- 2 乙は前項の一により契約を解除した場合で、これによって乙に損害の賠償が生じたときは、甲に対し解除の日から30日以内に損害の賠償を請求することができる。
- 3 前項に規定する損害賠償の額は甲と乙が協議して定めるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第18条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約額（本契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法

(案)

第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 本契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(雑 則)

第19条 本契約に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第20条 本契約に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する高松地方裁判所に提訴するものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 香川県高松市サンポート3番33号
支出負担行為担当官
四国運輸局長 吉元 博文

受注者

仕 様 書

1. 件名

電子複合機賃貸借及び保守契約

2. 機器の構成

- (1) 仕様書別紙1及び別紙2のとおり
- (2) 契約締結後、新型コロナウイルス感染症の影響を理由とした物流遅延等により、契約期間開始日からの履行が困難となった場合、別途協議するところにより、コピー、プリント、FAX、スキャン機能を最低限有し、仕様書別紙1に定める要件を可能な限り満たした機器を、令和5年4月1日までに別紙2に定める設置場所に納入すること。

3. 数量

22台（内訳は別紙2のとおり）

4. 契約期間

- (1) （賃貸借） 令和5年4月1日～令和10年3月31日
（保守） 令和5年4月1日～令和6年3月31日
- (2) 契約締結後、新型コロナウイルス感染症の影響を理由とした物流遅延等により、契約期間開始日からの履行が困難となった場合、受注者は書面をもって発注者に通知し、契約期間開始日の変更について協議することができる。この場合においては、変更内容を書面をもって定めることとする。

5. 履行場所

部署	所在地
四国運輸局	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館
徳島運輸支局本庁舎	徳島市万代町3-5-2
徳島運輸支局応神庁舎	徳島市応神町応神産業団地1-1
香川運輸支局	高松市鬼無町字佐藤20-1
愛媛運輸支局	松山市森松町1070
今治海事事務所	今治市片原町1-2
宇和島海事事務所	宇和島市住吉町3-1-3
高知運輸支局本庁舎	高知市棧橋通5-4-55
高知運輸支局大津庁舎	高知市大津乙1879-1

6. 機器搬入・設置・撤去業務

- (1) 設置する機器は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に適合した商品であり、新造品、「環境物品の調達に関する基本方針」

の定義による再生型機または部品リユース機であること。

- (2) 電子複合機等の搬入、設置、調整、契約期間終了後の撤去、及びこれに付帯する作業（電子複合機までのLAN ケーブル及びFAX 配線作業は除く）は、すべて受注者の負担において実施すること。
- (3) 納入する電子複合機にはネットワーク環境を設定し、ドライバーのインストールや設定については当局担当者と協議の上決定すること。クライアントパソコンと複合機を接続するために必要なドライバー等は受注者が準備するものとする。
- (4) 発注者が指定する電子複合機には、事前に渡す短縮ダイヤル（FAX 番号）等の情報を設定すること。
- (5) 電子複合機の設置等にあたっては監督職員と十分な協議を行い、工程表を提出し承認を得たうえで行うこと。
- (6) 電子複合機等は契約期間開始日からすべての機能が使用できるように設置し、取扱方法の適切な指導を行うこと。
- (7) 機器の設置にあたり、建物、工作物、備品等の損傷の防止に努め、損傷、汚損等した場合は直ちに監督職員に報告するとともに、請負者の責において完全に修復すること。
- (8) 設置等作業にあたり、職員及び来庁者等に危険の無いよう十分に配慮すること。
- (9) 設置等作業終了後は、残屑物の処分等、入念に片づけを行うこと。
- (10) 作業中疑義が生じた場合は、監督職員と協議のうえ指示に従うこと。
- (11) 電子複合機等の賃貸借契約が終了したときは、受注者の責任において電子複合機等を撤去すること。なお、(7)～(10)は撤去作業時において準用する。
- (12) 機器納入完了後に検査職員の納入検査を行う。なお、納入検査には受注者が立ち会うものとする。納入検査の結果、本調達物品の全部又は一部に不合格品を生じた場合には、受注者は、直ちに当該機器を引き取り、その代替品を検査職員の指定した日時までに納入するものとする。

7. 保守業務及び保守料金

- (1) 保守の連絡先を当該機器の表面に明示すること。
- (2) 定期点検及び整備を行うこと。
- (3) 障害発生時には、当局職員の連絡後直ちに保守員を派遣し、機器の修繕を行うこと。
- (4) 保守作業が終了次第、発注者が指定する職員又は障害発生時に連絡した職員に終了した旨の報告を行うこと。報告と同時に保守の内容を明らかにした書面を作成し、職員に提出すること。
- (5) 本機器の機能維持のため、消耗品(用紙、ステイプル針以外)を随時供給すること。
- (6) 使用済消耗品(トナー、交換部品等)については、発注者の指定する場所から定期的、又は発注者の要求時に速やかに回収し、受注者の責任において適法に処理すること。
- (7) インターネットを利用し、下記項目について遠隔保守を行うこと。
 - ①メーターカウント情報の取得
 - ②トラブル情報の取得

③消耗品情報の取得と自動配送

④機械稼働状況の取得

(8) 保守料金の積算にあたっては、上記各事項を考慮するとともに、複合機保守に必要な一切の費用を含むこと。

(9) 入札にあたり保守料金額の算出は以下のとおりとすること。

① 各機器毎に枚数単価を設定する。カラー機についての色別区分、基本料金、使用枚数区分等があれば併せて明確に設定する。不良コピー相当枚数としての控除率も同様とする。

② ①を基に仕様書別紙2の12か月間の使用予定枚数から不良コピー相当枚数(端数切り上げ)を控除して、12か月の保守料金(端数切り捨て)を算出する。

8. 料金の請求

(1) 受注者は各月経過後、1か月分の料金を取りまとめたうえで、賃貸借料金と保守料金についてそれぞれ請求書を提出すること。

(2) 請求書には設置機器毎の請求内訳を記載若しくは添付すること。

(3) 料金の請求にあたり、1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(4) 消費税及び地方消費税に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(5) 請求については、不良コピー相当枚数を控除すること。

9. 遵守事項

(1) 本作業の従事者は、服装・名札・腕章等の着用により、当該者が本作業の従事者であることが明らかに認識できるようにしておくこと。

(2) 作業に直接関係ない場所へみだりに立ち入らないこと。

(3) 庁舎管理上の定められた注意事項については、必ず従うこと。

(4) 業務遂行上、知り得た事項を第三者に漏らさないこと。

10. その他

(1) 本契約により賃貸借する電子複合機等の令和5年度以降の保守契約については、一般競争又は随意契約により別途契約を結ぶこととする。

(2) 業務履行に際しては、関係法令を遵守すること。

(3) 本仕様書に記載のない事項、契約履行上生ずる疑義については、担当職員と協議のうえ指示に従うこと。

機器の構成

1. 設置場所に応じた機器の構成

別紙 2 のとおり。

2. 機器の仕様

本調達においての個別機能要求等は、別表「複合機機能要件」に定めるほか、下記のとおりとする。ただし、別紙 2 における四国運輸局印刷室に設置する機器については、(1) 及び (4) は適用しない。

(1) スキャナ機能

- ① 紙文書を電子化（スキャン）ができること。
- ② 宛先（送信先）の登録が複合機及びクライアントパソコンからできること。
- ③ 操作画面においてファイル名の入力や任意でのファイル形式及び解像度を設定ができること。
ファイル名の入力は、ひらがな、漢字、カタカナ、英字、記号、コード入力が可能であること。
- ④ 当局が指定するサーバのフォルダにスキャナデータを送信できること。ただし、PDF ファイルの圧縮機能と全文検索が可能な OCR テキスト付の PDF データを生成可能なこと。
- ⑤ カラー/モノクロを自動判別可能なこと。スキャンの際、白紙スキップが可能であること。

(2) プリンター機能

- ① 複合機のプリンターに関して、個別ログイン後に該当する利用者の印刷ジョブを表示する機能を有すること。
- ② ステイプル機能に関してはコーナー綴じ、ダブル綴じが可能なこと。

(3) セキュリティに関して

- ① 全機種にセキュリティ機能を有すること。
- ② 複合機内のジョブデータを消去または暗号化する機能を有すること。
- ③ 複合機のネットワーク設定、各種管理機能にパスワード設定ができること。
- ④ ジョブ履歴（コピー、ファックス、プリント、送信、受信）、通信管理レポートの開示の制限ができること。
- ⑤ 暗号化通信 TLS1.2 に対応すること

(4) FAX機能

- ① 送信文書の原稿を指定したフォルダへ自動保管ができること。
- ② ペーパーレス FAX 受信機能を有すること。

(5) 障害通報サービス機能

障害通報サービスを付加し、迅速に障害内容の切り分けを行い対処できる仕組みを構築すること。ネットワークを利用する場合はセキュリティ・通信データ量を考慮すること。

(6) その他

- ① ICカードがない場合でもユーザーごとの認証が可能でその利用者ごとにデフォルト設定やプリンタの情報が閲覧、印刷ができること。
- ② 設置場所、スペースの関係から機械本体正面に向かって右側を開けて紙詰まり処理が可能なこと。向かって左側面は扉の開閉がないこと。

複合機機能要件 (別表)

基本仕様		
出力カラー対応		○
両面出力		○
最大原稿サイズ*		最大A3サイズまで:シート、ブック原稿、立体物
メモリー		4GB以上
SSDまたはHDD		256GB以上
操作パネル		
液晶パネル		○
出力速度		
連続プリント速度(カラーA4)		60枚/分 以上 ×1台 40枚/分×21台
連続プリント速度(モノクロA4)		60枚/分 以上 ×1台 40枚/分×21台
ファーストコピー・タイム(カラー)		6.5秒以下
ファーストコピー・タイム(モノクロ)		5秒以下
給紙		
給紙容量(標準)		500枚以上×4段+100枚以上(手差し)
省エネ・環境対応		
グリーン購入法		○
本体寸法・重量		
大きさ(mm)		620(幅)×722(奥行き) 以内
機械占有寸法(mm)		1104(幅)×738mm(奥行き) 以内
質量(kg)		約130kg 以下
自動原稿送り装置の仕様		
ADF(自動原稿送り装置)		○
原稿の収容可能枚数(A4ヨコ)		250枚以上積載可(64g/m ²)
排紙		
2WAY排紙		○
プリンター機能の仕様		
プリント仕様		
基本仕様		
プリント解像度		1200dpi×1200dpi以上
留め置き印刷		
印刷方式		
ジョブ一覧から印刷		○
ジョブ設定変更		
カラー⇒モノクロ変更		○
部数変更		○
片面⇒両面変更		○
ジョブ操作		
削除		○
スキャナー機能の仕様		
スキャン仕様		
基本仕様		
電子メール送信		○
スキャン設定項目		
カラー/モノクロ		○/○
片面/両面		○/○
原稿サイズ*		最大A3サイズまで
原稿混載		○
読み取り解像度		最大600x600dpi
ファイル名		○
プレビュー		○
スキャンのファイル形式		
出力フォーマット		PDF
高圧縮PDF		○
サーチャブルPDF(テキスト付PDF)		○
暗号化PDF		○
機器署名PDF		○
電子署名PDF		○
FAX機能の仕様		
FAX仕様		
基本仕様		
ワンタッチダイヤル登録件数		200件
宛先表登録件数		宛先表:1,600件 ユーザーグループ宛先表:400件

設置機器及び設置場所

設置機器		設 置 場 所
機種	機械番号	
カラー機（モノクロ40枚/分、カラー40枚/分） F A X / プ リ ン タ / ス キ ャ ナ 付フルカラータイプ、内蔵フィニッシャー	1	高松市サンポート3番33号 四国運輸局 総務部
カラー機（モノクロ40枚/分、カラー40枚/分） F A X / プ リ ン タ / ス キ ャ ナ 付フルカラータイプ	2	高松市サンポート3番33号 四国運輸局 交通政策部
	3	高松市サンポート3番33号 四国運輸局 観光部
	4	高松市サンポート3番33号 四国運輸局 自動車交通部
	5	高松市サンポート3番33号 四国運輸局 自動車技術安全部
	6	高松市サンポート3番33号 四国運輸局 鉄道部
	7	高松市サンポート3番33号 四国運輸局 海事振興部
	8	高松市サンポート3番33号 四国運輸局 海上安全環境部
	9	徳島市万代町3-5-2 徳島運輸支局本庁舎
	10	徳島市応神町応神産業団地1-1 徳島運輸支局 輸送・監査部門
	11	徳島市応神町応神産業団地1-1 徳島運輸支局 登録部門
	12	高松市鬼無町字佐藤20-1 香川運輸支局 企画観光・輸送・監査部門
	13	高松市鬼無町字佐藤20-1 香川運輸支局 登録部門
	14	松山市森松町1070 愛媛運輸支局 輸送・監査部門
	15	松山市森松町1070 愛媛運輸支局 登録部門
	16	今治市東門町4-3-16（旧今治市立城東小学校） 愛媛運輸支局今治海事事務所 監理・運航部門
	17	今治市東門町4-3-16（旧今治市立城東小学校） 愛媛運輸支局今治海事事務所 船舶・船員部門
	18	宇和島市住吉町3-1-3 愛媛運輸支局宇和島海事事務所
	19	高知市棧橋通5-4-55 高知運輸支局本庁舎
	20	高知市大津乙1879-1 高知運輸支局 輸送・監査部門
	21	高知市大津乙1879-1 高知運輸支局 登録部門
	カラー機（モノクロ60枚/分、カラー60枚/分） / プ リ ン タ	22